

令和2年度西条市保育所保育料基準額表（2号・3号認定）（月額）

※年齢区分は4月初日時点の児童の年齢（単位：円）

| 階層 | 定 義 | | 3歳未満児 | |
|-----|----------------------------------|----------------|--------|--------|
| | | | 標準時間 | 短時間 |
| A | 生活保護世帯および里親の世帯 | | 0 | 0 |
| B | 市民税非課税世帯 | 1 要保護者等世帯 | 0 | 0 |
| | | 2 要保護者等世帯以外の世帯 | 0 | 0 |
| C1 | 市民税均等割の額のみ | 1 要保護者等世帯 | 6,900 | 6,750 |
| | | 2 要保護者等世帯以外の世帯 | 14,800 | 14,500 |
| C2 | 市民税所得割課税額が 48,600円未満 | 1 要保護者等世帯 | 7,500 | 7,350 |
| | | 2 要保護者等世帯以外の世帯 | 16,000 | 15,700 |
| C3 | 市民税所得割課税額が 48,600円以上57,700円未満 | 1 要保護者等世帯 | 9,000 | 8,800 |
| | | 2 要保護者等世帯以外の世帯 | 21,800 | 21,400 |
| C4 | 市民税所得割課税額が 57,700円以上65,500円未満 | 1 要保護者等世帯 | 9,000 | 8,800 |
| | | 2 要保護者等世帯以外の世帯 | 21,800 | 21,400 |
| C5 | 市民税所得割課税額が 65,500円以上77,101円未満 | 1 要保護者等世帯 | 9,000 | 8,800 |
| | | 2 要保護者等世帯以外の世帯 | 25,000 | 24,500 |
| C6 | 市民税所得割課税額が77,101円以上80,000円未満 | | 25,000 | 24,500 |
| C7 | 市民税所得割課税額が80,000円以上97,000円未満 | | 27,000 | 26,500 |
| C8 | 市民税所得割課税額が97,000円以上126,000円未満 | | 33,000 | 32,400 |
| C9 | 市民税所得割課税額が126,000円以上169,000円未満 | | 38,000 | 37,300 |
| C10 | 市民税所得割課税額が169,000円以上232,000円未満 | | 43,500 | 42,700 |
| C11 | 市民税所得割課税額が232,000円以上301,000円未満 | | 48,000 | 47,100 |
| C12 | 市民税所得割課税額が301,000円以上 | | 50,000 | 49,100 |

（備考）

- ◆保育料は保護者の市民税所得割額（令和2年4月分～8月分は平成31年度、9月分～令和3年3月分は令和2年度）により決定します。
※保護者の収入が生活保護基準額より少ない場合で、同居している祖父母等がいる場合、最多収入者の市民税を合算し保育料を決定します。
（住民票上別世帯になっていても同じ住所の場合は「同居」とみなします）
- ◆保育料を算定する市民税所得割額の計算には、「住宅借入金等特別税額控除」「配当控除」「寄付金税額控除」「外国税額控除」「配当割額」「株式等譲渡所得割額控除」は適用されません。
- ◆「要保護者等世帯」とは、次に掲げる世帯をいいます。
 (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯
 (2) 次に掲げる者の属する世帯
 ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 イ 療育手帳の交付を受けた者
 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 エ 特別児童扶養手当の支給対象児童
 オ 国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
 (3) 生活保護法に規定する要保護者に準する程度に困窮していると市長が認めた世帯
 ※年度途中で該当世帯となった場合は、必要書類の提出があった翌月から適用となります。
- ◆同一世帯から小学校就学前児童が2人以上保育施設等に入所している場合、第2子は上記基準額表の該当金額より半額、第3子以降は無料となります。
B階層の全世帯およびC1～C5階層の要保護者等世帯は第2子以降は無料となります。
- ◆B階層、C1～C3階層（市民税所得割課税額57,700円未満）の要保護者等世帯以外の世帯およびB階層、C1～C5階層（市民税所得割課税額77,101円未満）の要保護者等世帯の範囲で、多子計算における年齢制限を撤廃しています。

【お問合せ先】

市庁舎 保育・幼稚園課 保育・幼稚園係 (0897) 52-1337 (直通)
 東予総合支所 市民福祉課 福祉係 (0898) 64-2700 (内2113)
 丹原総合支所 市民福祉課 市民福祉係 (0898) 68-7300 (内2120)
 小松総合支所 市民福祉課 市民福祉係 (0898) 72-2111 (内2123)

